

報告第 1 1 号

亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

亀山市水道事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 7 年度亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及び経営健全化審査意見書

令和 7 年度 亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

(単位 : %)

資金不足比率	経営健全化基準
—	2 0